



# 長野県報

3月7日(月)  
平成28年  
(2016年)  
第2754号

## 目 次

### 規則

|  |   |
|--|---|
| 被服貸与規則の一部を改正する規則（職員課）                  | 2 |
| 長野県文化会館管理規則の一部を改正する規則（文化政策課）           | 2 |
| 美容師法施行細則及び理容師法施行細則の一部を改正する規則（食品・生活衛生課） | 2 |

### 告示

|  |   |
|--|---|
| 救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定（医療推進課）              | 3 |
| 社会福祉士及び介護福祉士法に基づく特定行為業務を行う者の登録（介護支援課）      | 3 |
| 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく事務所の所在地の変更の届出（障がい者支援課） | 3 |
| 保安林予定森林にする旨の通知（2件）（森林づくり推進課）               | 4 |
| 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（2件）（森林づくり推進課）     | 4 |
| 道路の区域変更及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）                | 5 |

### 公 告

|  |   |
|--|---|
| 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出及び届出書等の縦覧（産業政策課サービス産業振興室） | 5 |
| 争議行為を行う旨の通知の公表（労働雇用課）                        | 6 |
| 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画の認可（農村振興課）     | 6 |

|              |    |
|--------------|----|
| 正誤（情報公開・法務課） | 11 |
|--------------|----|

被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年3月7日

長野県知事 阿部 守一

**長野県規則第1号**

被服貸与規則の一部を改正する規則

被服貸与規則（昭和39年長野県規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表の1の(4)の項を次のように改める。

|     |    |  |  |  |  |
|-----|----|--|--|--|--|
| (4) | 削除 |  |  |  |  |
|-----|----|--|--|--|--|

別表の1の(18)の項を次のように改める。

|      |  |                     |                |                |   |
|------|--|---------------------|----------------|----------------|---|
| (18) | 工科短期大学校若しくは南信工科短期大学校又は技術専門校において実習に従事する職員 | 作業服白衣又は夏期用作業シャツ作業帽子 | 2着<br>2着<br>1個 | 2年<br>2年<br>2年 |   |
|      |  | 防寒衣                 | 1着             | 4年             | 技術専門校の木造建築科又は冷凍空調設備科を担当する職員に限る。   |
|      |  | 長ぐつ又は安全ぐつ           | 1足             | 2年             | 工科短期大学校の生産技術科又は制御技術科を担当する職員及び南信工科短期大学校の職員並びに技術専門校の機械加工科、電気工事科、自動車整備科、冷凍空調設備科、コンピュータ制御科、機械制御科又は機械CAD加工科を担当する職員に限る。 |
|      |  | 作業ぐつ                | 1足             | 1年             | 技術専門校の製版科、木工科又は電子制御科を担当する職員に限る。   |
|      |  | 地下足袋                | 1足             | 1年             | 技術専門校の木造建築科を担当する職員に限る。  |
|      |  |                     |                |                |   |

別表の1の(18)の項の次に次のように加える。

|        |                           |                 |          |          |  |
|--------|---------------------------|-----------------|----------|----------|--|
| (18の2) | 農業大学校又は林業大学校において実習に従事する職員 | 作業服白衣又は夏期用作業シャツ | 1着<br>1着 | 2年<br>2年 |  |
|--------|---------------------------|-----------------|----------|----------|--|

|   |        |                |                |                                   |
|---|--------|----------------|----------------|-----------------------------------|
| 員 | 防寒衣長ぐつ | 1着<br>1足<br>1足 | 4年<br>2年<br>1年 | 農業大学校の職員に限る。                      |
|   | 防寒ぐつ   | 1足             | 3年             | 果樹のせん定実習に従事する職員に限る。               |
|   | 安全ぐつ   | 1足             | 3年             | 農業大学校において大型トラクター等の運転業務に従事する職員に限る。 |
|   | 作業帽子   | 1個             | 2年             |                                   |

**附 則**

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**職員課**

長野県文化会館管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年3月7日

長野県知事 阿部 守一

**長野県規則第2号**

長野県文化会館管理規則の一部を改正する規則

長野県文化会館管理規則（昭和57年長野県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第2号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加え、同条第2項第1号中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

**附 則**

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

**文化政策課**

美容師法施行細則及び理容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成28年3月7日

長野県知事 阿部 守一

**長野県規則第3号**

美容師法施行細則及び理容師法施行細則の一部を改正する規則

（美容師法施行細則の一部改正）

第1条 美容師法施行細則（昭和33年長野県規則第56号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中

|       |     |       |     |
|-------|-----|-------|-----|
| 開設の予定 | 年月日 | 検査の希望 | 年月日 |
|-------|-----|-------|-----|

を

|  |     |             |     |
|--|-----|-------------|-----|
| 開設予定<br>年月日  | 年月日 | 検査希望<br>年月日 | 年月日 |
| 同一の場所で現に理容所が開設されている場合は、当該理容所の名称  |     |             |     |
| 同一の場所における理容所について開設の届出がされている場合（同一の場所で現に理容所が開設されている場合を除き、当該届出を当該美容所の開設の届出と同時にを行う場合を含む。）は、当該理容所の開設予定年月日 |     |             | 年月日 |

に改める。

## 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

食品・生活衛生課



に改める。

(理容師法施行細則の一部改正)

第2条 理容師法施行細則（昭和33年長野県規則第57号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中

|           |     |           |     |
|-----------|-----|-----------|-----|
| 開設の<br>予定 | 年月日 | 検査の<br>希望 | 年月日 |
|-----------|-----|-----------|-----|

を

|  |     |             |     |
|--|-----|-------------|-----|
| 開設予定<br>年月日  | 年月日 | 検査希望<br>年月日 | 年月日 |
| 同一の場所で現に美容所が開設されている場合は、当該美容所の名称  |     |             |     |
| 同一の場所における美容所について開設の届出がされている場合（同一の場所で現に美容所が開設されている場合を除き、当該届出を当該理容所の開設の届出と同時にを行う場合を含む。）は、当該美容所の開設予定年月日 |     |             | 年月日 |

## 長野県告示第124号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成28年3月7日

長野県知事 阿部守一

| 名 称    | 所 在 地          | 認定の有効期限    |
|--------|----------------|------------|
| 松本市立病院 | 松本市波田4417番地180 | 平成31年3月30日 |

医療推進課

## 長野県告示第125号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

平成28年3月7日

長野県知事 阿部守一

（登録特定行為事業者 指定短期入所生活介護）

| 事業者の名称      | 事業所の名称               | 事業所の所在地       | 登録した年月日   |
|-------------|----------------------|---------------|-----------|
| 社会福祉法人ハーモニー | 地域密着型介護老人福祉施設ハーモニー沢村 | 松本市沢村3丁目6番16号 | 平成28年3月1日 |

（登録特定行為事業者 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）

| 事業者の名称      | 事業所の名称               | 事業所の所在地       | 登録した年月日   |
|-------------|----------------------|---------------|-----------|
| 社会福祉法人ハーモニー | 地域密着型介護老人福祉施設ハーモニー沢村 | 松本市沢村3丁目6番16号 | 平成28年3月1日 |

介護支援課

## 長野県告示第126号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第3項の規定により、障害者就業・生活支援センターからその事務所の所在地を変更する旨、次のとおり

届出がありました。

平成28年3月7日

長野県知事 阿部守一